

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(237) ー略ー	(1)～(237) ー略ー
(238) 通訳案内士法 <u>通訳案内士</u> 5,100円 (昭和24年法律第 <u>登録申請手</u> 210号) 第20条第1項 <u>数料</u> の規定に基づく <u>通訳</u> <u>案内士の登録の申請</u> に対する審査	(238) 通訳案内士法 <u>全国通訳案</u> 5,100円 (昭和24年法律第 <u>内土登録申</u> 210号) 第20条第1項 <u>請手数料</u> の規定に基づく <u>全国</u> <u>通訳案内士の登録の</u> 申請に対する審査
(239) 通訳案内士法 <u>通訳案内士</u> 4,000円 第23条第2項の規定 <u>登録証訂正</u> に基づく <u>通訳案内士</u> <u>手数料</u> <u>登録証の訂正</u>	(239) 通訳案内士法 <u>全国通訳案</u> 4,000円 第23条第2項の規定 <u>内土登録証</u> に基づく <u>全国通訳案</u> <u>訂正手数料</u> <u>内土登録証の訂正</u>
(240) 通訳案内士法 <u>通訳案内士</u> 4,000円 第24条の規定に基づ <u>登録証再交</u> く <u>通訳案内士登録証</u> <u>付手数料</u> <u>の再交付</u>	(240) 通訳案内士法 <u>全国通訳案</u> 4,000円 第24条の規定に基づ <u>内土登録証</u> く <u>全国通訳案内士登</u> <u>再交付手数</u> <u>録証の再交付</u> <u>料</u>
(241)～(478) ー略ー	(241)～(478) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー